

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日は、
その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の清算人の就任
土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- ◇ 公 告 昭和四十八年度宅地建物取引主任者資格試験の実施

告 示

鳥取県告示第六百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和四十八年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市桜谷土地改良区

就任した役員の名及び住所

- | | |
|--------|------------|
| 大門 健 蔵 | 鳥取市桜谷一三六番地 |
| 田中 早 苗 | 八九 " |
| 小林 嘉 文 | 一三一 " |
| 小林 幸 一 | 一一七の一 " |
| 今井 岩 造 | 一一四 " |
| 岩崎 莊次郎 | 一一〇 " |
| 谷口 寿 雄 | 九五 " |
| 秋口 稔 | 東大路一二九 " |
| 大橋 平 一 | 杉崎三七八 " |
| 小林 明 | 三五三 " |

鳥取県達第二二号による解散命令により理事が就任 任期清算終了まで

鳥取県告示第六百四十二号

昭和四十八年七月十七日付で東伯町長から申請のあつた土地改良(上郷地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十三号

昭和四十八年八月二日付で日吉津村長から申請のあつた土地改良(富吉地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公 告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第1項の規定により、昭和48年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和48年9月11日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者
- (2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者
- (3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者

2 受験申込手續

(1) 申込受付期間

昭和48年9月28日(金)から昭和48年10月12日(金)まで

(2) 申し込みの方法

ア 申込関係用紙の請求先及び提出先

鳥取県土木部建築課、鳥取県倉吉土木出張所又は、鳥取県米子土木出張所

1 提出書類

(ア) 受験申込書

(イ) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書、検定合格証明書又は宅地建物の取引に関し2年以上の実務経験を有することを証明する書類等）

(ウ) 写真1枚（申込前3箇月以内に撮影した正面無帽上半身の名刺型のもの）

(エ) 返信用切手をはり、おて先を明記した封筒

(3) 受験手数料

申込書の所定欄に受験手数料として1000円の鳥取県収入証紙を必ずはること。この場合、消印しないこと。

3 試験の期日、場所及び携行品

(1) 試験期日

昭和48年11月11日（日曜日）13時から15時まで

(2) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校

(3) 携行品

ア 受験票

イ 鉛筆、小刃、消ゴム等筆記用具

ウ 関係法令集（書込みのあるもの、解説付のもの及び参考書を除く。）は、試験場へ持込みができる。

4 試験の内容及び方法

宅地建物取引業に関し必要な知識について、筆記試験により行う。

5 合格者の発表

昭和48年11月下旬に鳥取県公報に公告するほか合格者に通知する。

6 その他

(1) 受験票は、鳥取県土木部建築課において受験番号を記入し、10月30日頃までに申込者に送付する。

(2) 受験申込後に住所その他に変更があつたときは、直ちに鳥取県土木部建築課へ文書で通知すること。

(3) 受験票のない者は、受験できない。

(4) 詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所に問い合わせること。